

令和7年度 介護職員等のたん吸引等研修 開催のご案内

～不特定多数の利用者の方を対象（第1号・第2号研修）～

1. 基本研修の開催地・定員・日程・会場

＜札幌市【第1回】／定員30名＞

開催形式	内 容	日 程
オンライン研修	講義	7月14日(月)～8月12日(火)
集合研修	講義/演習	8月20日(水)～8月22日(金)／8月26日(火)～8月27日(水) 会場:TKP札幌ビジネスセンター赤れんが前(札幌市中央区北4条西6丁目1 毎日札幌会館5階)
筆記試験		8月28日(木) 10:30～11:30(10:15 説明開始) 会場:かてる2・7 5階 520研修室(札幌市中央区北2条西7丁目1)

＜札幌市【第2回】／定員30名＞

開催形式	内 容	日 程
オンライン研修	講義	9月29日(月)～10月28日(火)
集合研修	講義/演習	11月5日(水)～11月7日(金)／11月11日(火)～11月12日(水) 会場:TKP札幌ビジネスセンター赤れんが前(札幌市中央区北4条西6丁目1 毎日札幌会館5階)
筆記試験		11月13日(木) 10:30～11:30(10:15 説明開始) 会場:かてる2・7 10階 1060研修室(札幌市中央区北2条西7丁目1)

＜旭川市／定員20名＞

開催形式	内 容	日 程
オンライン研修	講義	6月2日(月)～7月1日(火)
集合研修	講義/演習	7月9日(水)～7月11日(金)／7月14日(月)～7月15日(火) 会場:旭川トヨーホテル(旭川市7条通7丁目32-12)
筆記試験		7月16日(水) 10:30～11:30(10:15 説明開始) 会場:ホテルウイングインターナショナル旭川駅前 2階 ラベンダー (旭川市宮下通7-3112)

＜函館市／定員20名＞

開催形式	内 容	日 程
オンライン研修	講義	8月12日(火)～9月10日(水)
集合研修	講義/演習	10月1日(水)～10月3日(金)／10月6日(月)～10月7日(火) 会場:花びしホテル(函館市湯川町1-16-18)
筆記試験		日時:10月8日(水) 10:30～11:30(10:15 説明開始) 会場:函館北洋ビル 8階小ホール(函館市若松町15-7)

2. 研修プログラム

(1) オンライン研修(32時間)

オンデマンド配信方式です。オンライン研修の実施期間内であれば、好きな時間に視聴できます。

科目等	内容	時間数
	オリエンテーション	
1 人間と社会	1)介護職員と医療的ケア 2)介護福祉士等が喀痰吸引等を行うことに係る制度	0.5 1.0
2 保健医療制度とチーム医療	1)保健医療に関する制度 2)医療的行為に係る法律 3)チーム医療と介護職員との連携	1.0 0.5 0.5
3 安全な療養生活	1)喀痰吸引や経管栄養の安全な実施	2.0
4 清潔保持と感染予防	1)感染予防 2)職員の感染予防 3)療養環境の清潔、消毒法 4)滅菌と消毒	0.5 0.5 0.5 1.0
5 健康状態の把握	1)身体・精神の健康 2)健康状態を知る項目(バイタルサインなど) 3)急変状態について	1.0 1.5 0.5
6 高齢者および障害児・者の 喀痰吸引概論	1)呼吸のしくみとはたらき 2)いつもと違う呼吸状態 3)喀痰吸引とは 4)人工呼吸器と吸引 5)子どもの吸引について 6)吸引を受ける利用者や家族の気持ちと対応、説明と同意 7)呼吸器系の感染と予防(吸引に関連して) 8)喀痰吸引により生じる危険、事後の安全確認 9)急変・事故発生時の対応と事前対策	1.5 1.0 1.0 2.0 1.0 0.5 1.0 1.0 2.0
7 高齢者および障害児・者の 経管栄養概論	1)消化器系のしくみとはたらき 2)消化・吸収とよくある消化器の症状 3)経管栄養法とは 4)注入する内容に関する知識 5)経管栄養実施上の留意点 6)子どもの経管栄養について 7)経管栄養に係る感染と予防 8)経管栄養を受ける利用者や家族の気持ちと対応、説明と同意 9)経管栄養により生じる危険、注入後の安全確認 10)急変・事故発生時の対応と事前対策	1.5 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 0.5 1.0 1.0

(2) 集合研修(5日間)

日程	時間	科目・内容等	時間数
1 日目	9:50 ～ 16:00	オリエンテーション	
		1 安全な療養生活 2)救急蘇生法 ★救急蘇生演習	2.0 1回以上
2 日目	9:00 ～ 18:00	2 高齢者および障害児・者の喀痰吸引実施手順解説 1)喀痰吸引で用いる器具・器材とそのしくみ、清潔の保持 2)吸引の技術と留意点 3)喀痰吸引に伴うケア 4)報告および記録 ★デモンストレーション演習実施(口腔内の喀痰吸引)	1.0 5.0 1.0 1.0 1回以上
3 日目	9:00 ～ 18:00	3 高齢者および障害児・者の経管栄養実施手順解説 1)経管栄養で用いる器具・器材とそのしくみ、清潔の保持 2)経管栄養の技術と留意点 3)経管栄養に必要なケア 4) 報告および記録 ★デモンストレーション演習実施(胃ろうによる経管栄養)	1.0 5.0 1.0 1.0 1回以上
4 日目	9:30 ～ 概ね 18:00	4 シミュレーター演習 (喀痰吸引) ★喀痰吸引演習 1)口腔内の喀痰吸引(通常手順) 2)鼻腔内の喀痰吸引(通常手順) 3)気管カニューレ内部の喀痰吸引(通常手順) ※次の演習は申込該当者のみ実施 1)口腔内の喀痰吸引(非侵襲的人工呼吸療法) 2)鼻腔内の喀痰吸引(非侵襲的人工呼吸療法) 3)気管カニューレ内部の喀痰吸引 (侵襲的人工呼吸療法)	各行為 5回以上
5 日目	9:30 ～ 概ね 17:00	5 シミュレーター演習 (経管栄養) ★経管栄養演習 1)胃ろうによる経管栄養(滴下) 2)経鼻経管栄養 ※次の演習は申込該当者のみ実施 1) 胃ろうによる経管栄養(半固形栄養剤)	各行為 5回以上

目 次

開催要項・・・・・・・・・・・・・・・・	1 頁
個別演習科目のご案内・・・・・・・・	3 頁
申込期間・受講可否通知日・・・・・	4 頁
実地研修実施報告書提出期限・・・・・	4 頁
申込みから研修修了までの流れ・・・・・	5～7 頁
よくあるご質問・・・・・・・・・・・・・	8 頁
「研修受付システム」について・・・・・	9～11 頁

社会福祉法人 北海道社会福祉協議会

研修部研修課 たん吸引等研修 担当

〒060-0002 北海道札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 1 番地

かでる 2.7 3 階

電話 011-241-3983 (直通) FAX 011-271-0459

受付時間：平日 8 時 45 分～17 時 30 分

- ◆北海道社会福祉協議会ホームページ・喀痰吸引等研修事業掲載場所 URL
https://www.hokkaidoshakyo.jp/introduction/08/details/post_23.html
- ◆研修受付システム（ログイン画面）URL
<https://dosyakyousakura.ne.jp/kenshu/my/myLogin.php>

利用者への医療的ケア（痰の吸引、経管栄養）が必要な介護事業所のみなさまへ

令和7年度 介護職員等のたん吸引等研修 開催要綱

～不特定多数の利用者の方を対象（第1号・第2号研修）～

「介護職員等のたん吸引等研修」は、介護福祉施設・事業所、居宅等において、介護職員が痰の吸引や経管栄養等、医療的ケアを適切に行うために必要な知識や手技等を学ぶ研修です。

「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」附則第4条に定められた法定研修です。

基本的な知識を講義で学び、手技等を演習で身に付けます。基本的な知識・手技等を習得された方は、勤務先の施設等で実地研修（実習）を行います。実地研修は、医療的ケアの修了行為数に对应2つの課程があります。（第1号研修、第2号研修）

参加費無料

無料で痰の吸引等、必要な医療的ケアの知識・技術を学ぶことができます。

テキスト代は自己負担です。

オンライン研修+集合研修

基本的な研修の講義は、オンライン研修です。オンデマンド配信のため、自分のペースで受講でき、業務との両立が叶います。演習は、道内4か所で開催します。

歴史と実績

平成23（2011）年から実施し、累計1,700人以上が修了しています。

経験豊富な講師陣が、スキルアップをサポートします。

I 受講対象者

道内に所在する特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、グループホーム、障害児・者施設（医療施設を除く）、訪問介護事業所等において、現に介護業務に従事する介護職員等（介護福祉士を含む）。介護職員等には、喀痰吸引等を行う必要がある保育士、特別支援学校の教員等も含む。

※本研修は事業所・施設単位でのお申込みとなりますので、個人でのお申込みは受け付けておりません。

2 申込対象施設・事業所

以下のいずれも満たす者としてします。

- (1) 登録特定行為事業者、又は登録特定行為事業者と同様の登録基準を満たすことができる施設・事業所（病院及び診療所を除く）。施設・事業所には、喀痰吸引等を必要とする幼児・児童・生徒が通園・通学する保育所、特別支援学校等も含む。
- (2) 道社協からの委託を受けて実地研修（実習）を修了した上で、令和8年3月13日（金）（消印有効）までに実地研修の実施報告書を道社協に提出できること。
- (3) 実地研修（実習）の指導に当たる看護師等の実地研修指導講師を確保できること。
- (4) 実地研修（実習）の実施に当たって、医師の協力が得られること。
- (5) オンライン研修において必要機器等を用意できること。

※(1)にある「同様の登録基準」、並びに(3)にある「実地研修指導講師」の詳細については、最終項の「13 よくあるご質問」をご参考ください。

3 研修内容

(1) 基本研修

たん吸引等に必要な基礎知識を、基本研修の講義及び演習で習得します。

区分		研修内容	
【基本研修】	講義	①研修科目 「12 研修プログラム」参照	
		②時 間 数 50時間	
	演習	③筆記試験 講義課程の修得程度の審査のため実施 (出題数:40問、試験時間:60分)	
		行為の種類(通常手順)	実施回数
		①喀痰吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)	各5回以上
		②経管栄養(胃ろう、経鼻経管栄養)	各5回以上
		③救急蘇生法	1回以上

(2) 実地研修

基本研修終了後、実地研修場所において指導看護師の指導の下で、行為の種類ごとに所定の回数以上を実施します。

次の①～⑤の5行為すべてを実施する「第1号研修」と、①～⑤のうちいずれか1行為以上を実施する「第2号研修」から選択します。

区分	行為の種類(通常手順)	実施回数
実地研修	①口腔内の喀痰吸引	10回以上
	②鼻腔内の喀痰吸引	20回以上
	③気管カニューレ内部の喀痰吸引	20回以上
	④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	20回以上
	⑤経鼻経管栄養	20回以上

※医療機関で実地研修を実施する際は、対象者の状態が比較的安定している場合において行うことが可能です。

<個別演習科目のご案内>

人工呼吸器を装着した方のたん吸引や、半固形栄養剤による経管栄養のケアを習得するには、基本研修集合研修の個別演習科目へのお申し込みが必要です。

介護福祉士実務者研修修了者など、集合研修免除対象者でも、基本研修の演習は「行為の種類（通常手順）」の5行為のみで、それ以外の行為については個別演習科目の受講が必要です。

個別演習科目は、基本研修集合研修の4日目と5日目の演習内で実施します。

「人工呼吸器装着者の喀痰吸引」や「胃ろう・腸ろうによる経管栄養（半固形栄養剤）」のケア提供が必要な方は、「受講申込書」（別紙様式 1-1）の「個別演習希望」欄にご記入ください。

基本研修免除申請者は、「基本研修免除申請・実地研修受講申込書（医療的ケア修了者）」（別紙様式 2）で、実地研修と同時に申し込みいただけます。

4 基本研修免除の対象条件

次の条件に該当する者は基本研修が免除となり、実地研修から研修受講が可能です。

実地研修を実施する前に、必ず基本研修免除申請の手続きを行ってください。

基本研修免除の対象条件	免除範囲	提出書類
道社協が実施した「介護職員等のたん吸引等研修（不特定多数の者を対象とする研修）」において基本研修の全課程を修了した者	基本研修の全過程	次の2種類の書類を提出（郵送） ①「基本研修免除申請及び実地研修受講申込書（医療的ケア修了者）」（別紙様式2）
介護福祉士実務者研修もしくは、福祉学校等で医療的ケアを修了した者		次の3種類の書類を提出（郵送） ①「基本研修免除申請及び実地研修受講申込書（医療的ケア修了者）」（別紙様式2） ②「実務者研修修了証明書」または 「基本研修修了証明書」の写し

※「人工呼吸器装着者の喀痰吸引」や「胃ろう・腸ろうによる経管栄養（半固形栄養剤）」のケア提供が必要な方は、個別演習科目の受講が必須です。

詳細については、上記<個別演習科目のご案内>をご確認ください。

5 基本研修の開催地・定員・日程・会場

本資料表紙「令和7年度 介護職員等のたん吸引等研修 開催のご案内」のとおりです。

6 研修テキスト ※基本研修免除対象者は購入不要です

基本研修では、指定のテキストを使用します。

オンライン研修開始までに、受講決定通知に添付の専用申込書を用いて必ずご購入ください。

『新版 介護職員等による喀痰吸引・経管栄養研修テキスト』

編集：一般社団法人全国訪問看護事業協会

発行：中央法規出版

価格：2,420 円（税込）

【注意】内容改訂に伴い、令和 3 年度まで使用していたテキストは使用できません。



7 申込方法

研修受付システムよりお申込みください。

詳細は下記「11 申込から研修修了までの流れ」をご確認ください。

8 申込期間・受講可否通知日

開催地	申込期間等
札幌市【第1回】	・申込期間：令和7年4月7日（月）～6月6日（金） ・受講可否：令和7年6月13日（金）までに通知します
札幌市【第2回】	・申込期間：令和7年6月2日（月）～8月18日（月） ・受講可否：令和7年8月25日（月）までに通知します
旭川市	・申込期間：令和7年4月7日（月）～5月9日（金） ・受講可否：令和7年5月16日（金）までに通知します
函館市	・申込期間：令和7年6月2日（月）～7月18日（金） ・受講可否：令和7年7月25日（金）までに通知します
基本研修免除者	・申込期間：令和7年4月7日（月）～令和8年2月27日（金） ・受講可否：申込受理後、概ね 2 週間以内に通知いたします。

【受講可否について】

- ・メールで通知しますので、申込時に受信可能な環境をご準備ください。
- ・期日までに通知が届かない場合は、お手数ですがご連絡ください。

9 実地研修実施報告書提出期限

令和8年3月13日（金） 当日消印有効

※提出期限後は修了証明書を交付できません。実地研修は計画的に進めてください。

10 修了証明書の交付

実地研修実施報告書の内容確認後、修了した行為の修了証明書を交付します。

11 申込から研修修了までの流れ

1. 研修受付システムからの申込み

(1) 申込み方法

- ・研修受付システムよりお申込みください。
- ・必要な書類を作成し、ファイルを添付してください。
- ・必要な書類については下記「(3) 基本研修申込に必要な書類」および「(4) 基本研修免除申込に必要な書類」をご参照ください。
- ・研修受付システムやファイルの添付方法については、本資料の9～11頁をご確認ください。

(2) 受講申込書のダウンロード

- ・受講申込書等の書類は、本会ホームページからダウンロードしてください。

(3) 基本研修申込に必要な書類

- ・受講申込書（別紙様式1-1）

(4) 基本研修免除申込に必要な書類⇒申込後は「6. 実地研修実施依頼文の受領」へ進みます。

- ・基本研修免除申請及び実地研修受講申込書（医療的ケア修了者）（別紙様式2）
- ・実務者研修または医療的ケア修了者の場合、「実務者研修修了証書」または「基本研修修了証書」の写し

2. 受講決定

(1) 受講決定通知の送付

- ・研修受付システムに登録したメールアドレスあてに、受講可否通知をお送りします。
- ・通知には、オンライン研修の受講に必要なログイン ID とパスワードが記載されています。
- ・研修テキストの購入方法もご案内しますので、オンライン研修開始前に必ず購入してください。

(2) 研修ノートの郵送

- ・施設または事業所宛に研修ノートを郵送します。

3. オンライン研修

- ・講義の動画は、研修用動画配信システム（<https://dosyakyo-kenshu.jp/>）から配信されます。
- ・受講決定通知に記載された ID とパスワードを使用し、動画を視聴します。
- ・視聴期間内にすべての講義を視聴しないと、次の集合研修に進むことができません。

4. 集合研修（講義・演習）

- ・会場で講義・演習を受講します。
- ・演習内容には、救急蘇生法、シミュレーターを使用した喀痰吸引、経管栄養の実技があります。
- ・実技では、規定回数以上を適切に実施することが求められます。

5. 筆記試験

- ・医療的ケアの知識の修得程度を審査するために、筆記試験を行います。
- ・筆記試験合格者のみ、実施研修（実習）に進むことができます。

6. 実地研修実施依頼文の受領

- ・筆記試験合格者及び基本研修免除者には、研修受付システムに登録したメールアドレスあてに「実地研実施修依頼文」が送付されます。

7. 実地研修実施承諾書の提出および実地研修の開始

- ・施設・事業所は、「実地研修実施依頼文」を受領後、添付されている「実地研修実施承諾書（別紙様式3）」に必要事項を記入し、本会へ郵送してください。
- ・承諾書受領の通知は行いませんので、郵送後、実地研修指導看護師の指導のもとで実地研修を開始してください。

※承諾書を郵送するまでは、実地研修を開始しないでください。

8. 実地研修実施報告書等の提出および修了証明書の受領

(1) 実地研修実施結果の報告

- ・施設・事業所は、以下の書類を本会ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、郵送してください。
 - ①「実施研修実施報告書（別紙様式4）」
 - ②該当する「基本研修（演習）評価票」
- ・提出期限：令和8年3月13日（金）
 - ※提出期限を過ぎると修了証明書は発行されませんので、実地研修は計画的に進めてください。

(2) 修了証明書の受領

- ・本会が提出書類を確認後、修了証明書を発行し送付します。

(3) やむを得ない事情で実地研修を中止する場合

- ・施設・事業所は、以下の書類を本会ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、郵送してください。
 - ①「実地研修中止届（不特定）」

9. 登録特定行為事業者等の申請

(1) 北海道に対する申請

- ・修了証明書が届いたら、施設・事業所で北海道に対して以下の申請を行ってください。
 - ①登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）の登録
 - ②認定特定行為業務従事者の認定
- ※研修を修了していても、申請を行わない限り、業務として喀痰吸引を実施することはできません。

12 留意事項

(1) 申込み～受講決定

- ・ 定員を超過した場合は、受講申込書の喀痰吸引等のケアが必要な入所者・利用者の状況等を考慮し、選考させていただく場合があります。
- ・ 1施設からの参加制限は原則ありませんが、定員を超過した場合のみ、調整させていただくことがあります。
- ・ 受講対象者要件との不整合があった場合は、申込みを受付できません。受講決定後に発覚した場合は、受講決定を取消いたします。
- ・ 受講の可否については、受講決定前後に関わらず、原則お電話ではお答えしておりません。
- ・ 受講決定日以後の受講回についての変更希望は原則お受けできませんので、予めご了承ください。

(2) 受講者の変更

- ・ ご都合により受講者を変更する場合で、実地研修の決定前に変更される場合は、研修受付システムより受講者の変更を行った上、下記連絡先までご連絡ください。研修システムからの変更の際には、併せて新たな受講者の受講申込書を添付してください。

(3) 受講辞退【キャンセル】

- ・ 受講決定通知後のキャンセルは、必ず電話にてご連絡をお願いします。
その後、研修受付システムより受講者の取消を行ってください。

(4) 研修受講中

- ・ 研修受講中に、離席した場合は、必要時間の受講が出来ていないと判断し、研修修了と認められない場合があります。

(5) 研修中止または延期の場合

- ・ 研修実施直前や実施中等に、感染症や災害等により、研修を中止または延期する場合があります。

<連絡・問合せ先>

北海道社会福祉協議会 研修部研修課 たん吸引等研修 担当

電話 011-241-3983(直通) FAX 011-271-0459

受付時間: 平日8時45分～17時30分

13 よくあるご質問

Q 申込対象施設・事業所の「登録特定行為事業者」とは何ですか？

介護職員等によるたん吸引等の業務を行う事業者は、事業所ごとに都道府県知事に登録を受けなければなりません。登録事業者には2種類あります。

- ・登録喀痰吸引等事業者

介護福祉士により喀痰吸引等の業務を行う事業者（介護福祉士に対する実地研修の実施体制が整備されている事業者）

- ・登録特定行為事業者

認定特定行為業務従事者により喀痰吸引等の業務を行う事業者

※認定特定行為業務従事者は、医師の指示の下、喀痰吸引等の特定行為を行うことができる介護職員等です。都道府県知事から認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている者です。

Q 申込対象施設・事業所の「登録特定行為事業者」の登録基準とはどのようなものですか？

登録事業者として登録を受けるには、登録基準（「社会福祉士及び介護福祉士法」第48条の5第一項及び第二項）を満たす必要があります。登録基準については、本会WEBサイトをご参考ください。

Q 研修の申込みを希望する者の施設において、現在、医療的ケアを必要とする利用者がいなく実地研修（実習）ができない場合、どのように対応したらよいですか？

他の施設・事業所に依頼し、実地研修（実習）先を確保することが必要です。

登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）の一覧が北海道のWEBサイトに掲載されていますので、施設・事業所にお問合せください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/108900.html>

「介護職員等による喀痰吸引等の実施のための制度について」→「5 事業者等登録状況」

Q 実地研修（実習）の指導者の資格は？

実地研修（実習）の指導にあたる講師は、医師、保健師、助産師または看護師（准看護師は除く）で、指導者講習を受講していることが必要です。

受講が必要な指導者講習は、本会WEBサイトをご参考ください。

指導者講習を受講していない場合は、本会が実施する実地研修指導者講習にお申込みください。

令和7年度たん吸引等研修受講予定の皆様へ

「研修受付システム」について

研修の申込について

研修の申込は「北海道社会福祉研修所 研修受付システム」で行います。

- **初めて申込をする場合**

事前にユーザー登録（無料）が必要です。

ユーザー登録申請後、ログイン用のIDとパスワードを本会から通知するまで
約10日程度かかります。

お早めに申請してください。

＜ログイン画面＞

<https://dosyakyou.sakura.ne.jp/kenshu/my/myLogin.php>

＜ユーザー登録申請＞

<https://dosyakyou.sakura.ne.jp/kenshu/my/myOfficeInfoInst.php>

＜取扱説明書＞

https://dosyakyou.sakura.ne.jp/kenshu/user_manual_1_4_1402132.pdf

＜よくあるお問い合わせ＞

<https://www.hokkaidoshakyo.jp/introduction/08/files/faq.pdf>

受講申込書の研修受付システム添付方法について

1 添付するファイルを作成します。

- ① 本会ホームページから該当の申込書をダウンロードし、必要事項を入力してください。
 - ・ 基本研修申込者：
「受講申込書（別紙様式１－１）」
 - ・ 基本研修免除申込者：
「基本研修免除申請及び実地研修受講申込書（医療的ケア修了者）（別紙様式２）」
- ② 作成したファイルをデスクトップなど任意の場所に保存してください。

2 研修受付システムへのファイル添付方法

- ① 研修受付システムにログインし、「申込フォーム」画面で必要事項を入力してください。
- ② 「申込フォーム」内にあるファイル添付欄に、作成した Word ファイルの「受講申込書」を添付してください。

3 研修申込み後の受講者変更について

- ① 研修受付システムにログインし、「研修受講申込済一覧」から対象の受講者『氏名』をクリックしてください。
- ② 「変更フォーム」画面を表示し、変更後の「受講申込書」（Word 形式）を添付して、「変更」登録を行ってください。
- ③ 変更後は、必ずお電話でご連絡をお願いいたします。

※ 「申込フォーム」「変更フォームの」詳細は次ページをご確認ください。

